

2. 保険・治療費の請求

課外活動中に事故が発生した場合

⇒治療日数が 14 日以上・・・学生教育研究災害傷害保険(「学研災」)

(入院加算金は入院 1 日以上から支払われます)

⇒治療日数が 14 日未満・・・父母の会課外活動傷害見舞金

2－1. 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)

甲南大学では、正課時間中の事故、通学中の事故、学校の行事中の事故および課外活動中の事故等により身体に傷害を被った場合の救済措置として、学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)に加入しています。

課外活動中の事故は、大学の施設内で発生した事故だけでなく、学外施設で発生した事故により負傷した場合でも保険金を受給できます。ただし、活動内容を事前に大学に報告していない場合や、定められた規則を遵守せず事故を起こした場合などは、補償の対象外となるケースがありますので注意してください。

なお、学研災の「担当者マニュアル」によると、補償の対象となる事故は『大学が認めた団体の管理下で行う文化活動と体育活動』となっており、「団体の管理下」が以下のとおり定義されていますので参考にしてください。

※「団体の管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間のことで、次のような場合が対象となります。

- ①所定の場所、時間に集合し待機している間
- ②団体の活動実施中、移動中および休憩中
- ③所定の場所、時間に解散のため待機している間

課外活動中に事故が発生した場合は、事故発生日を含め 30 日以内に保健室を訪問するようにしてください。

2－2. 父母の会課外活動傷害見舞金

「学研災」が指定する治療日数に満たない課外活動中の事故に対し、父母の会では医療機関で支払った費用の 3 分の 2 を援助しています。(援助できる金額は、5 万円が上限。)。援助の対象となる傷害は「学研災」とほぼ同様で、申請書類は学生生活支援センター内 父母の会窓口で配付しています。負傷した年度中に手続きを行なわなかった場合は対象外となります。なお、父母の会に入会していない場合は、援助の対象となりません。